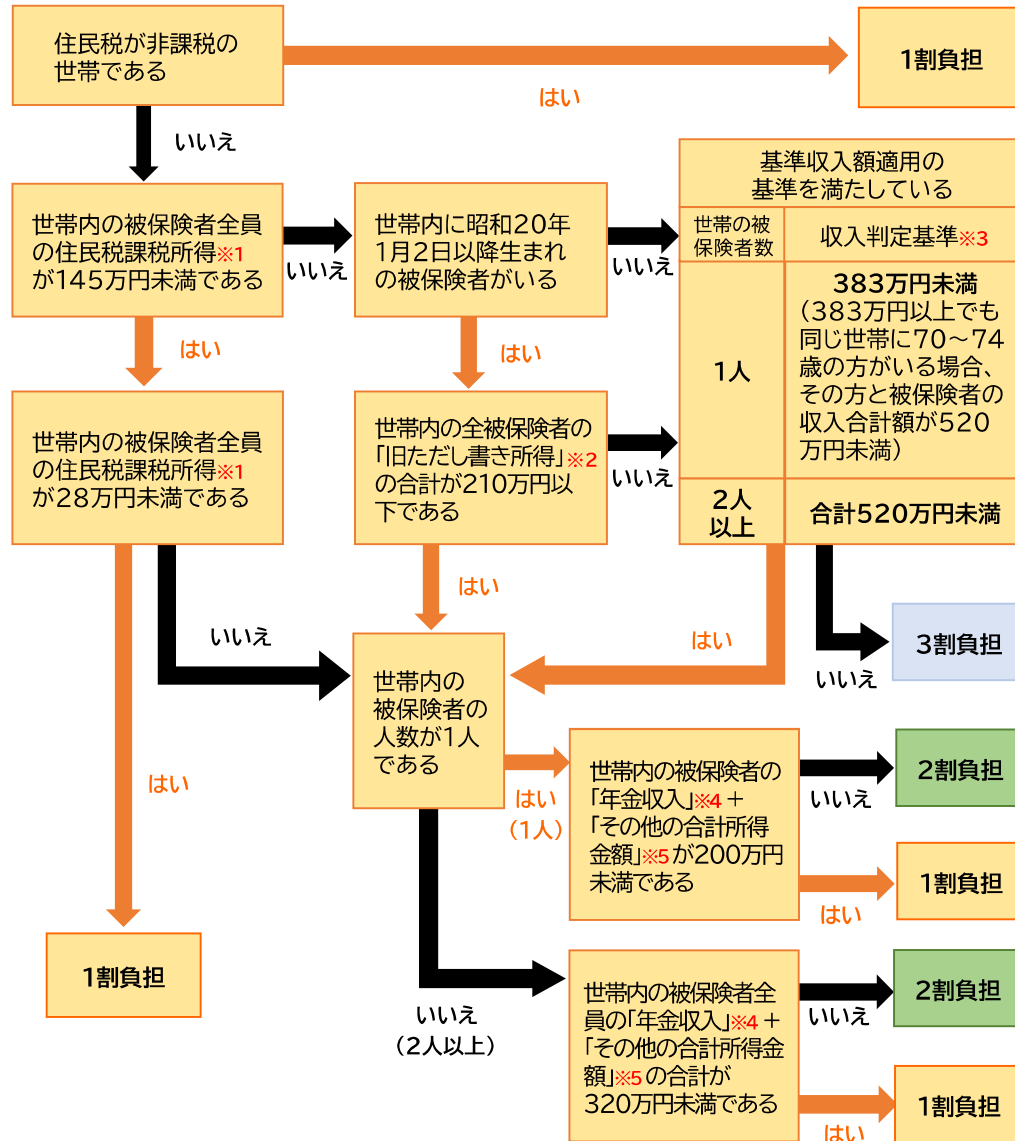


自己負担割合の判定方法

自己負担割合は、令和6年中(令和6年1月～令和6年12月)の所得・収入をもとに、世帯単位で判定します。判定方法は以下のとおりです。



注釈について

※1 「住民税課税所得」とは住民税納税通知の「課税標準」の額で、前年の収入から給与所得控除や公的年金控除等を差し引いた額です。

なお、基準日(令和6年12月31日)時点において世帯主で、同一世帯に合計所得が38万円以下である19歳未満の世帯員(その方が給与を有する場合、給与所得額から10万円を控除)がいた被保険者については、扶養関係の有無にかかわらず、基準日時点の19歳未満の世帯員の人数に一定額(16歳未満は33万円、16歳以上19歳未満は12万円)を乗じた額を住民税課税所得から控除し、負担割合を判定します。

※2 「旧ただし書き所得」とは、前年中の総所得金額から住民税の基礎控除(43万円)を差し引いた金額のことです。

※3 基準収入額適用の「収入判定基準」の収入額には、遺族年金や障害年金は含みません。基準収入額適用の要件を満たしている方でも、当広域連合で判定に必要な収入額が確認できない方については、市町村窓口へ申請していただき、認定を受けていただくことで適用となります。

※4 「年金収入」には、遺族年金や障害年金は含みません。

※5 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた金額のことです。